

## プレスリリース

## ニュージーランド・ウエリントン港におけるグリーンピースの妨害活動について

平成7年2月8日  
水産庁 遠洋課

## 事実関係

現在、我が国は南氷洋において第8次鯨類捕獲調査を実施しているところであるが、2月7日負傷者（右手親指負傷）の治療のためニュージーランド・ウエリントン港に緊急入港した調査船第18利丸に対し環境団体グリーンピースがボートを接舷し、数名のグリーンピース活動家が第18利丸甲板に登り上がる等の妨害活動を受けた。なお、本件により第18利丸の乗組員、船体等への直接の被害はなかった。第18利丸はその後、調査海域に戻ることにしている。

## 日本側コメント

(1) 我が国が現在南氷洋で行っている捕獲調査は、国際捕鯨取締条約に基づいた国際捕鯨委員会（IWC）加盟国の正当な権利であり、科学的根拠に基づいた鯨類資源の管理のために必要な情報を得ることを目的とし実施している。調査計画及び調査結果は毎年IWCに報告し十分な検討を受けており、南氷洋生態系の把握、サンクチュアリーの見直しのためにも今後とも必要な調査である。よって本調査を不当に妨害される理由はない。

(2) 船舶の航行を妨げることは海軍上からも非常に危険な行為であり、加えて今回の入港は負傷者の治療という必要から生じた緊急を要するものであったにも拘らず、爽力行使により妨害活動を行ったことは非常に遺憾であり、また人道にも反するものである。

水産庁海洋漁業部遠洋課  
捕鯨班 内線7273